

土木工事標準仕様書（平成30年4月）の記載内容の読み替えについて

① 附則－2 施工計画書記載要領

項目	現行の記載	読替え後の記載
2 記載事項 (1) 工事概要	設計図書に定められた事項を記す。	工事件名、施工場所、工事概要、工期、工事種目別施工内容等、設計図書の工事説明に準ずる内容を記す。
(1 1) 安全管理	ア 国土交通省「土木工事安全施行指針」（平成21年3月）、道路使用許可条件等に基づき、災害の防止に関し記す。 イ 保安施設の概要、交通誘導員の配置状況及び保安対策の内容について示す。	ア 国土交通省「土木工事安全施行指針」（平成29年3月）、道路使用許可条件等に基づき、災害の防止に関し記す。 イ 保安施設の概要、交通誘導員の配置状況及び保安対策の内容について、 道路種別、工種等ごとの代表箇所 を示す。

※（7）仮設備について

本社設備の一部を現場事務所スペースとして使用するなど、仮設建築物に該当しない場合は、「仮設備」としての記載は要しない。

② 附則－7 工事記録写真撮影要領

項目	現行の記載	読替え後の記載																		
写真撮影箇所一覧表 (出来形管理： 管きょ工事)	(P284 表) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">工種</th> <th>撮影項目…</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小型人孔工</td> <td>小型人孔工</td> <td>据付状況</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工種		撮影項目…	小型人孔工	小型人孔工	据付状況				(P284 表) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">工種</th> <th>撮影項目…</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>組立人孔工</td> <td>組立人孔工</td> <td>据付状況</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	工種		撮影項目…	組立人孔工	組立人孔工	据付状況			
工種		撮影項目…																		
小型人孔工	小型人孔工	据付状況																		
工種		撮影項目…																		
組立人孔工	組立人孔工	据付状況																		

③ 附則－18 建設副産物施工計画書記載要領

項目	現行の記載	読替え後の記載
2 施工計画書の添付書類 (1) 「再生資源利用計画書」	再生資源利用計画書は、建設資材（土砂、碎石、アスファルト混合物）を現場に搬入し利用する場合に 必要なものであり、(附則19)により 作成する。	再生資源利用計画書は、建設資材（土砂、碎石、アスファルト混合物）を現場に搬入し利用する場合に作成する。
(2) 「再生資源利用促進計画書」	再生資源利用促進計画書は、建設副産物のうち、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材、建設泥土、建設混合廃棄物等を搬出する場合に 必要なものであり、(附則20)により 作成する。	再生資源利用促進計画書は、建設副産物のうち、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材、建設泥土、建設混合廃棄物等を搬出する場合に作成する。

(3) 「建設発生土搬出のお知らせ」	…受注者は、「建設発生土搬出のお知らせ」 （附則—21） により3部作成し、1部を受入地のある区市町村の建設発生土担当窓口宛てに郵送、FAX等で提供し、1部を施工計画書に含めて監督員に提出、1部を自ら保管する。	…受注者は、「建設発生土搬出のお知らせ」 を3部作成し、1部を受入地のある区市町村の建設発生土担当窓口宛てに郵送、FAX等で提供し、1部を施工計画書に含めて監督員に提出、1部を自ら保管する。
--------------------	---	--

④ 附則—19 「土づくりの里」中川建設発生土改良プラント利用要領

項目	現行の記載	読替え後の記載																																																																																										
<p>【別紙】</p> <p>4 有害物質の試験項目・基準値及び検定方法</p>	<p>試験項目・基準値は、土壤汚染対策法施行規則（平成14年12月26日環境省令第29号）別表第3及び同別表4による。 （平成28年3月20日付一部改正を公布）</p> <p>検定方法は、平成15年3月6日環境省告示第18号（平成28年3月20日一部改正を公布）及び平成15年3月6日環境省告示第19号による。</p> <p><別表第3（第31条第1項関係）></p> <table border="1" data-bbox="438 1160 906 1541"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>単位</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>カドミウム及びその化合物</td><td>mg/l</td><td>0.01以下</td></tr> <tr><td>六価クロム化合物</td><td>mg/l</td><td>0.05以下</td></tr> <tr><td>クロロエチレン</td><td>mg/l</td><td>0.002以下</td></tr> <tr><td>シマジン</td><td>mg/l</td><td>0.003以下</td></tr> <tr><td>シアン化合物</td><td>mg/l</td><td>検出されないこと</td></tr> <tr><td>チオベンカルブ</td><td>mg/l</td><td>0.02以下</td></tr> <tr><td>四塩化炭素</td><td>mg/l</td><td>0.002以下</td></tr> <tr><td>1・2-ジクロロエタン</td><td>mg/l</td><td>0.004以下</td></tr> <tr><td>1・1-ジクロロエチレン</td><td>mg/l</td><td>0.1以下</td></tr> <tr><td>シス-1・2-ジクロロエチレン</td><td>mg/l</td><td>0.04以下</td></tr> <tr><td>1・3-ジクロロプロペン</td><td>mg/l</td><td>0.002以下</td></tr> <tr><td>ジクロロメタン</td><td>mg/l</td><td>0.02以下</td></tr> <tr><td>水銀及びその化合物</td><td>mg/l</td><td>0.0005以下</td></tr> <tr><td>アルキル水銀化合物</td><td>mg/l</td><td>検出されないこと</td></tr> </tbody> </table>	試験項目	単位	基準値	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.01以下	六価クロム化合物	mg/l	0.05以下	クロロエチレン	mg/l	0.002以下	シマジン	mg/l	0.003以下	シアン化合物	mg/l	検出されないこと	チオベンカルブ	mg/l	0.02以下	四塩化炭素	mg/l	0.002以下	1・2-ジクロロエタン	mg/l	0.004以下	1・1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1以下	シス-1・2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下	1・3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002以下	ジクロロメタン	mg/l	0.02以下	水銀及びその化合物	mg/l	0.0005以下	アルキル水銀化合物	mg/l	検出されないこと	<p>試験項目・基準値は、土壤汚染対策法施行規則（平成14年12月26日環境省令第29号）別表第3及び同別表4による。 （平成30年9月28日付土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令公布）</p> <p>検定方法は、平成15年3月6日環境省告示第18号（平成31年1月30日一部改正を公布）及び平成15年3月6日環境省告示第19号による。</p> <p><別表第3（第31条第1項関係）></p> <table border="1" data-bbox="965 1209 1433 1590"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>単位</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>カドミウム及びその化合物</td><td>mg/l</td><td>0.01以下</td></tr> <tr><td>六価クロム化合物</td><td>mg/l</td><td>0.05以下</td></tr> <tr><td>クロロエチレン</td><td>mg/l</td><td>0.002以下</td></tr> <tr><td>シマジン</td><td>mg/l</td><td>0.003以下</td></tr> <tr><td>シアン化合物</td><td>mg/l</td><td>検出されないこと</td></tr> <tr><td>チオベンカルブ</td><td>mg/l</td><td>0.02以下</td></tr> <tr><td>四塩化炭素</td><td>mg/l</td><td>0.002以下</td></tr> <tr><td>1・2-ジクロロエタン</td><td>mg/l</td><td>0.004以下</td></tr> <tr><td>1・1-ジクロロエチレン</td><td>mg/l</td><td>0.1以下</td></tr> <tr><td>1・2-ジクロロエチレン</td><td>mg/l</td><td>0.04以下</td></tr> <tr><td>1・3-ジクロロプロペン</td><td>mg/l</td><td>0.002以下</td></tr> <tr><td>ジクロロメタン</td><td>mg/l</td><td>0.02以下</td></tr> <tr><td>水銀及びその化合物</td><td>mg/l</td><td>0.0005以下</td></tr> <tr><td>アルキル水銀化合物</td><td>mg/l</td><td>検出されないこと</td></tr> </tbody> </table>	試験項目	単位	基準値	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.01以下	六価クロム化合物	mg/l	0.05以下	クロロエチレン	mg/l	0.002以下	シマジン	mg/l	0.003以下	シアン化合物	mg/l	検出されないこと	チオベンカルブ	mg/l	0.02以下	四塩化炭素	mg/l	0.002以下	1・2-ジクロロエタン	mg/l	0.004以下	1・1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1以下	1・2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下	1・3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002以下	ジクロロメタン	mg/l	0.02以下	水銀及びその化合物	mg/l	0.0005以下	アルキル水銀化合物	mg/l	検出されないこと
試験項目	単位	基準値																																																																																										
カドミウム及びその化合物	mg/l	0.01以下																																																																																										
六価クロム化合物	mg/l	0.05以下																																																																																										
クロロエチレン	mg/l	0.002以下																																																																																										
シマジン	mg/l	0.003以下																																																																																										
シアン化合物	mg/l	検出されないこと																																																																																										
チオベンカルブ	mg/l	0.02以下																																																																																										
四塩化炭素	mg/l	0.002以下																																																																																										
1・2-ジクロロエタン	mg/l	0.004以下																																																																																										
1・1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1以下																																																																																										
シス-1・2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下																																																																																										
1・3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002以下																																																																																										
ジクロロメタン	mg/l	0.02以下																																																																																										
水銀及びその化合物	mg/l	0.0005以下																																																																																										
アルキル水銀化合物	mg/l	検出されないこと																																																																																										
試験項目	単位	基準値																																																																																										
カドミウム及びその化合物	mg/l	0.01以下																																																																																										
六価クロム化合物	mg/l	0.05以下																																																																																										
クロロエチレン	mg/l	0.002以下																																																																																										
シマジン	mg/l	0.003以下																																																																																										
シアン化合物	mg/l	検出されないこと																																																																																										
チオベンカルブ	mg/l	0.02以下																																																																																										
四塩化炭素	mg/l	0.002以下																																																																																										
1・2-ジクロロエタン	mg/l	0.004以下																																																																																										
1・1-ジクロロエチレン	mg/l	0.1以下																																																																																										
1・2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下																																																																																										
1・3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002以下																																																																																										
ジクロロメタン	mg/l	0.02以下																																																																																										
水銀及びその化合物	mg/l	0.0005以下																																																																																										
アルキル水銀化合物	mg/l	検出されないこと																																																																																										

⑤ 附則—25 提出書類の電子化について

土木工事標準仕様書における附則—25は廃止とし、受注者等提出書類基準（平成31年4月）附則—6によるものとする。